

議案第22号

令和5年度基山町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度基山町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,269千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,421,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月9日提出

基山町長 松田 一也

令和5年6月16日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
14 国庫支出金		1,308,070	△8,336	1,299,734
	2 国庫補助金	472,717	△8,336	464,381
15 県支出金		564,679	3,792	568,471
	2 県補助金	142,107	2,055	144,162
	3 委託金	38,721	1,737	40,458
17 寄附金		903,801	10	903,811
	1 寄附金	903,801	10	903,811
18 繰入金		990,439	△9,810	980,629
	1 基金繰入金	989,455	△9,810	979,645
20 諸収入		173,679	13,275	186,954
	1 延滞金、加算金及び過料	1,608	646	2,254
	3 貸付金元利収入	23,000	10,000	33,000
	5 雑入	98,992	2,629	101,621
21 町債		217,211	△14,200	203,011
	1 町債	217,211	△14,200	203,011
歳 入 合 計		8,436,353	△15,269	8,421,084

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		101,766	△780	100,986
	1 議会費	101,766	△780	100,986
2 総務費		1,999,472	4,988	2,004,460
	1 総務管理費	1,802,622	264	1,802,886
	2 徴税費	95,727	7,389	103,116
	3 戸籍住民基本台帳費	62,395	△2,665	59,730
3 民生費		2,993,309	436	2,993,745
	1 社会福祉費	1,739,893	△3,695	1,736,198
	2 児童福祉費	1,253,114	4,131	1,257,245
4 衛生費		764,751	277	765,028
	1 保健衛生費	372,357	277	372,634
5 労働費		7,835	10,000	17,835
	1 労働諸費	7,835	10,000	17,835
6 農林水産業費		98,439	11,226	109,665
	1 農業費	83,133	11,226	94,359
7 商工費		283,546	△13,730	269,816
	1 商工費	283,546	△13,730	269,816
8 土木費		517,716	△43,507	474,209
	1 土木管理費	28,163	△571	27,592
	2 道路橋梁費	233,593	△49,266	184,327
	3 都市計画費	37,686	6,188	43,874
	4 下水道費	153,116	60	153,176
	5 住宅費	65,158	82	65,240
9 消防費		280,889	3,676	284,565
	1 消防費	280,889	3,676	284,565
10 教育費		767,863	11,601	779,464

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	1 教育総務費	103,207	3,288	106,495
	2 小学校費	187,531	5,711	193,242
	3 中学校費	79,953	2,552	82,505
	4 社会教育費	225,333	△5,004	220,329
	5 保健体育費	171,589	5,054	176,643
14 予備費		15,777	544	16,321
	1 予備費	15,777	544	16,321
歳出	合計	8,436,353	△15,269	8,421,084

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
交通安全対策事業	5,100	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	3,000	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路整備事業	28,700	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	8,700	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
学校教育施設等整備事業	34,400	同上	同上	同上	32,100	同上	同上	同上